

追 補

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『財務管理3級』（第2版）の記述の一部について、関係法令等の改正により内容が変更されましたので、以下のように修正させていただきます。

刷	頁	修正箇所	変更前	変更後
初刷	60	本文上から2～5行目	(3) 利息と源泉税 預金利息は20.315%の所得税等が源泉される（控除して預金口座に入金となる）。内訳は、国税が15.315%（所得税15%と、復興特別所得税が所得税の2.1%）、地方税が5%である。	(3) 利息と源泉税 預金利息は20.315%の所得税等が源泉される（控除して預金口座に入金となる）。内訳は、国税が15.315%（所得税15%と、復興特別所得税が所得税の2.1%）、地方税が5%である。 <u>ただし、平成28年1月1日以後に預金利息の支払いを受ける法人の場合には、国税の15.315%のみとなる。</u>

※第2版初刷：平成28年4月15日発行